

経営規模等評価申請 総合評定値請求の手引き

(経営事項審査)

この手引きは、国土交通大臣許可(中国地方整備局)の建設業者を対象にしています。

国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課



令和5年1月

目次

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは…………… 1
 - [1]経営事項審査とは
 - [2]審査基準日…………… 2
 - [3]有効期間
2. 経営事項審査の仕組み…………… 3
3. 総合評定値(P)の算出方法等

II. 申請方法等について

1. 申請方法…………… 4
 - [1]経営状況分析(Y)
 - [2]経営規模等評価(X・Z・W)
2. 提出書類(経営規模等評価申請にあたり)… 5
 - [1]申請書等
 - [2]添付書類
 - [3]確認書類
 - [4]申請書1枚目(写)と返信用封筒
3. 申請にあたっての留意事項
 - [1]提出部数
 - [2]綴じ方
4. 提出先…………… 6
5. 手数料

III. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【記入例】…………… 7, 8
2. 別紙一 工事種類別完成工事高/元請完成工事高【記入例】…………… 9, 10
 - [1]完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について…………… 11
3. 別紙三 その他の審査審査項目(社会性等)【記入例】…………… 12, 13
 - 様式第5号 技能者名簿【記入例】…………… 14
4. 別紙二 技術職員名簿【記入例】…………… 15
 - 様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿【記入例】…………… 16
 - CPD認定団体一覧…………… 17
 - [1]実務経歴証明書(経審用)【記入例】…………… 18
5. 添付書類 工事経歴書の作成について…………… 19, 20, 21
 - [1]工事進行基準等適用工事一覧表(経審用)【記入例】…………… 22

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて…………… 23
2. 経営事項審査結果の公表について
3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について
4. 特殊な経営事項審査について…………… 24
5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて
 - [1]申請に係る個人情報の利用目的等
 - [2]結果に係る個人情報の利用目的等
6. 登録経営状況分析機関一覧表
7. 経営事項審査についてよくいただくご質問…25

V. 資料

- 建設業法による建設工事の業種区分一覧表…26, 27
- 各種コード表(その1)…………… 28
- 各種コード表(その2)…………… 29
 - 技術職員 有資格区分コード表…………… 30, 31, 32
- 経営事項審査に係る「確認資料」一覧表…33, 34, 35, 36
 - 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等……………37, 38, 39

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは

【1】経営事項審査とは（建設業法第27条の23）

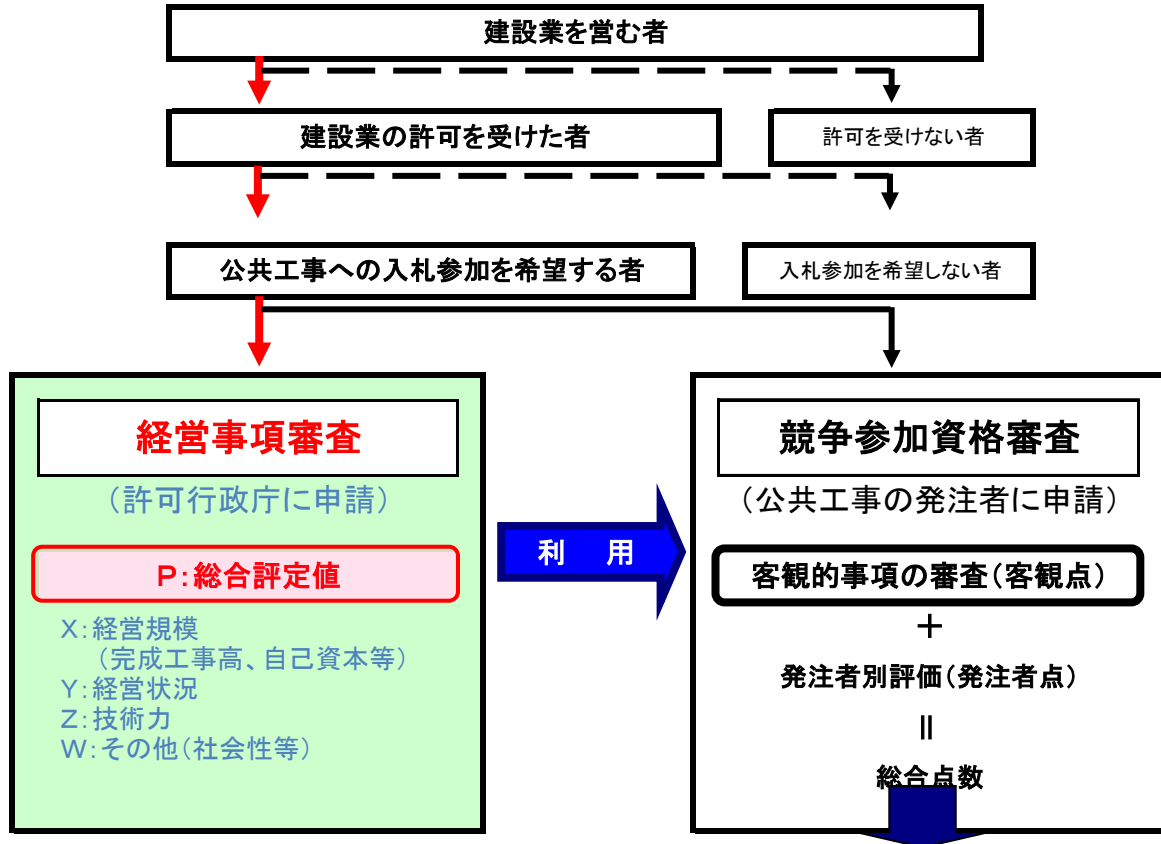
国、地方公共団体などが発注する**公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度**です。

公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。

この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化（総合点数）して、格付けが行われています。このうちの「**客観的事項**」にあたる審査が「**経営事項審査**」です。

この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、この審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により**建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施すること**とされています。

建設業者と経営事項審査の関係



公共工事の多様性を踏まえて、客観点及び発注者点により、総合点数を算出し、発注標準（規模・工種などにより市場をグルーピングしたもの）に適合する企業を仕分ける（格付）

『経営事項審査』の対象となる公共工事は？

建設業法（抄）（昭和24年5月24日 法律第100号）

第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行令（抄）

第45条 法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合には、1500万円）以上のものであって、次に掲げる建設工事以外のものとする。

1 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事

2 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

建設業法施行規則（抄）

第18条 令第45条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社とする。

I. 経営事項審査制度の概要

【2】審査基準日

審査基準日は直前の決算日

経営事項審査では、原則として**申請をする日の直前の事業年度終了日(直前の決算日)**が**審査基準日**となります。

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

【3】有効期間

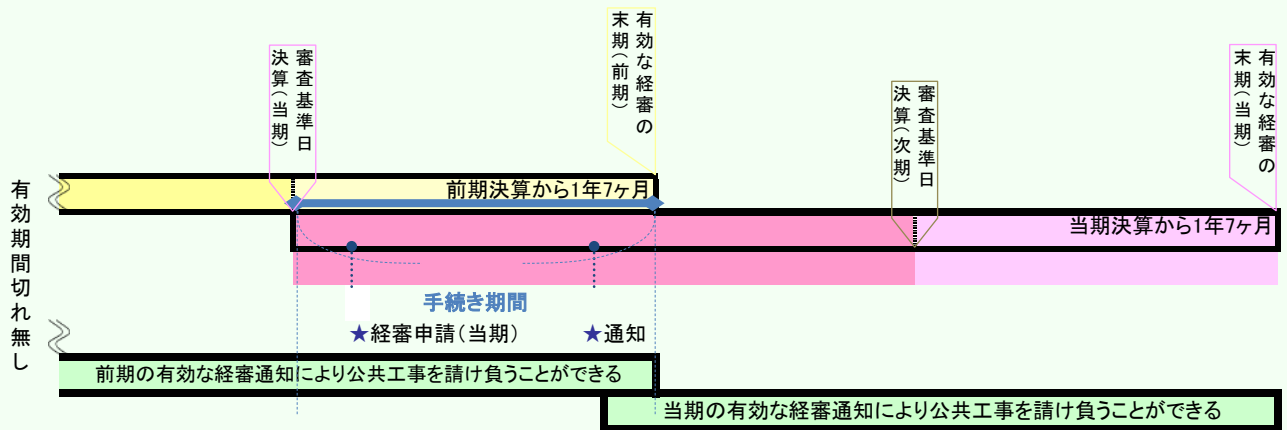
経営事項審査の**有効期間**は、**結果通知書(経営事項審査)**を受領した後、その経営事項審査の**審査基準日から1年7ヶ月の間**です。

この「1年7ヶ月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってから期間ではありません。

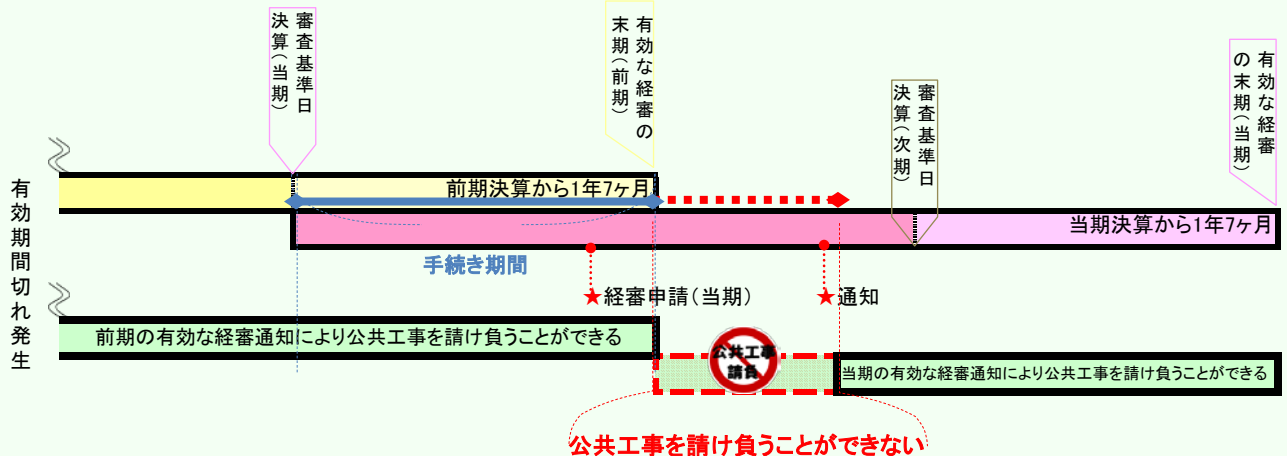
公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、**その結果通知書の交付を受けていることが必要**です。これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

●有効期間が切れ目なく継続するケース(通常)



●有効期間が切れてしまう(公共工事を請け負うことができない期間が生じる)ケース



申請を怠ると、公共工事の発注者と請負契約を締結することができなくなります。!



『経営事項審査』の受審の時期は？

建設業法施行規則(抄)

第18条の2 法第27条の2第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

■有効期間を切れ目なく継続するためには……

毎年、**決算終了後4ヶ月以内を目安**に経営事項審査を申請して下さい。(3月決算の会社であれば7月末を目安に申請)
また、申請するにあたり、事前に建設業許可に係る決算の『変更届出書』の提出を必ず行って下さい。

2. 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います。(建設業法第27条の23第2項)

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」って？

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等」に係る評価(経営規模等評価)の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況」に関する分析(経営状況分析)の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評価結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を『総合評価値(P)』と言います。

Point

■ 経営事項審査

「経営状況分析」結果(Y) + 「経営規模等評価」結果(X・Z・W) = 「総合評価値」(P)

3. 総合評価値(P)の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評価値(P)」の算式、及び各審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになっています。

(令和5年1月1日以降)

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X1 完成工事高(許可業種別)	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X2 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数(許可業種別) 元請完成工事高(許可業種別)	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目(社会性等)	W ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	2,109	▲1,995	0.15	
経営状況	経営状況	Y ①負債抵抗力 { 純支払利息比率 負債回転期間 } ②収益性・効率性 { 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 } ③財務健全性 { 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 } ④絶対的力量 { 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金 }	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関 (p21参照)

総合評価値(P)は、次の算式により算出します。(小数点以下第1位四捨五入)

$$\text{総合評価値(P)} = 0.25(X_1) + 0.15(X_2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

総合評価値(P)の点数

最高点
2,165

最低点
▲18

II. 申請方法等について

1. 申請方法

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分れています。『総合評定値』(P)は、これらの結果を得た後に許可行政庁に対して請求します。

このうち、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関(P21参照。)に、「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

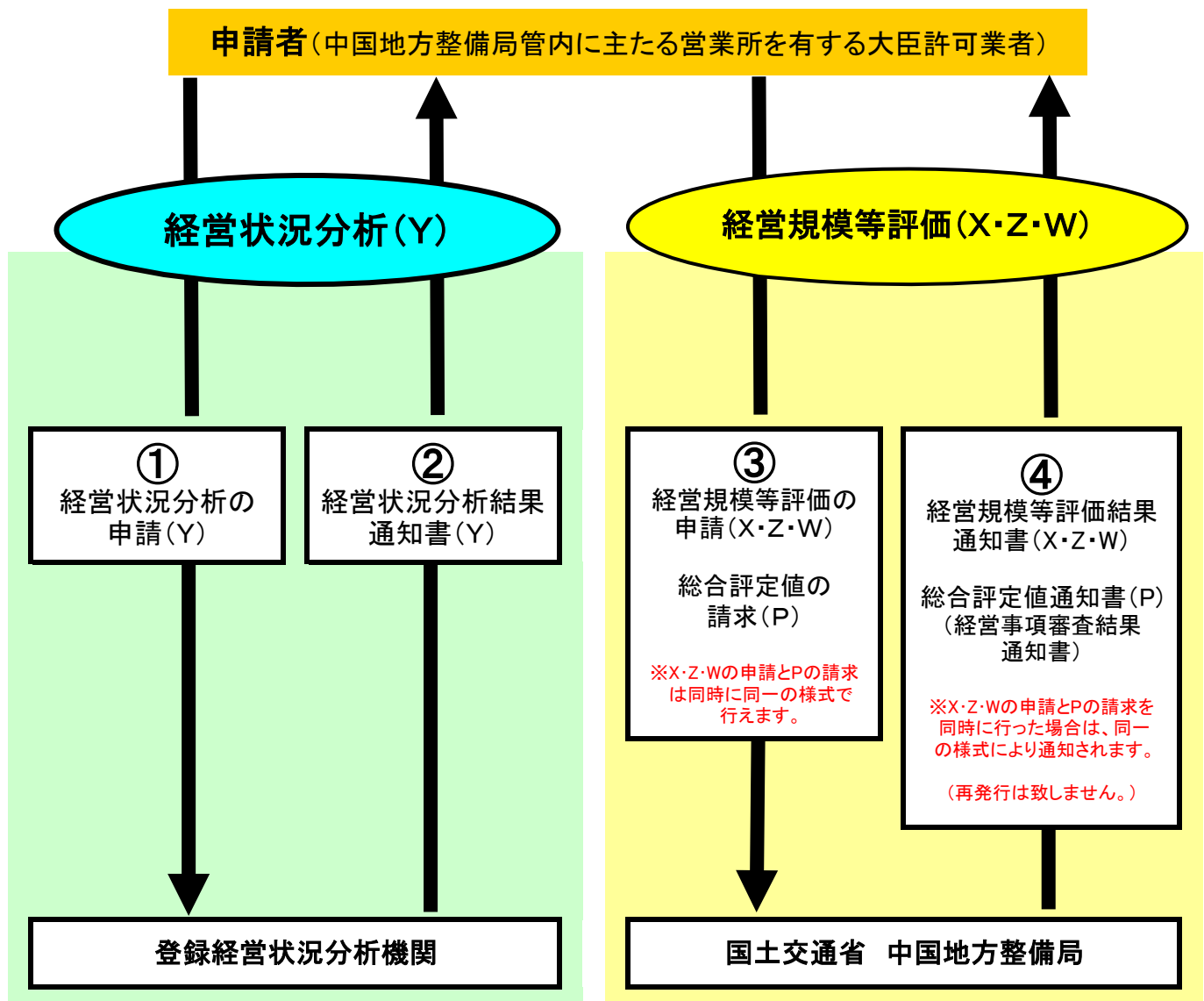
【1】経営状況分析(Y)

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うことになっています。経営状況の分析の申請時期及び方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

【2】経営規模等評価(X・Z・W)

中国地方整備局管内5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)のいずれかに主たる営業所を有する国土交通省大臣許可業者の場合は、中国地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他必要書類を揃えて、中国地方整備局建政部へ提出して下さい。

なお、経営規模等評価(X・Z・W)の申請にあたっては、予め経営状況分析(Y)を申請し、その経営状況分析結果通知書を添付する必要がありますので、手続きの失念や遅延がないよう留意して下さい。



2. 提出書類(経営規模等評価申請にあたり)

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」とに分かれていますので、申請にあたってそれぞれ別々に申請しなくてはなりません。ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

【1】申請書等

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則 別記様式第25号の14(20001帳票)

記入例p7・p8

②工事種別完成工事高／工事種別元請完成工事高

建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙1(20002帳票)

記入例p9・p10

②-2 工事種別完成工事高付表

国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号
 ※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

記入例p11

③その他の審査項目(社会性等)

建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙3(20004帳票)

記入例p12、13

④技術職員名簿

建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2(20005帳票)

記入例p14、15

⑤経営状況分析結果通知書(原本)

建設業法施行規則 別記様式第25号の13

登録経営状況分析機関が発行した
 "原本"を添付

⑥委任状

※行政書士等による代理申請(補正等の行為を含む。)の場合。

⑥・⑦の様式については建設業法等には指定されていません。
 任意の様式で提出して下さい。

⑦審査手数料印紙貼付書

⑧工事進行基準等適用工事一覧表、建設機械の保有状況一覧表

記入例p20

各種様式はダウンロードできます。
 URLは裏表紙に記載しています。

「業種間積み上げ」を
 している場合は作成!

【2】添付書類

⑨工事経歴書(様式第2号)

建設業法施行規則 別記様式第2号

記入例p18・p19

☆建設業法第6条第1項又は第11条第2項(第17条において準用する場合を含む)の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前一年間について、工事経歴書を「事業年度終了届」などにより国土交通大臣に提出している者は省略可。

【3】確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「確認書類一覧表」P31～33を参照して下さい。
 ※確認書類は、許可行政庁により必要な書類が異なります。

★ Check ★

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

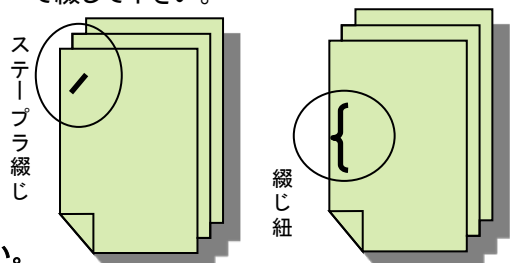
- [1]申請書等 正本1部
- [2]添付資料 1部
- [3]確認書類 1部
- [4]申請書等の1枚目(写)と返信用封筒(受付印が必要な場合のみ)

★経審の申請は、決算の変更届出書提出後をお願いします。
 (同時提出可)

※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、控えを保管して下さい。

【2】綴じ方

- ・申請書等(①～⑧)は左上をステープラー(ホッチキス)で綴じて下さい。
- ・添付書類・確認書類は、左側(2穴)を綴り紐で綴じて下さい。



【申請書等】

【添付書類・確認書類】

『添付書類・確認書類』については返却いたしませんので、原本ではなく、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。
 (書類削減のため、なるべく両面コピーをお願いします)

確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から40日を経過した日以後に、中国地方整備局において「溶解処理」致します。

II. 申請方法等について

4. 提出先

中国地方整備局管内に主たる営業所の所在地を有する大臣許可業者は、**中国地方整備局へ郵送等**で書類を提出してください。

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
電話番号(082)221-9231

経営事項審査申請書 在中

5. 手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。

手数料の「料金」については、建設業法施行令第45条で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。

また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただくこと**になっています。

経営状況分析申請(Y)

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請(X・Z・W)

8,100円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求(P)

400円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき200円を加算した額。

注意!

- ・収入証紙ではありませんので、間違えないよう気を付けて下さい。
- ・収入印紙を貼付する用紙(審査手数料印紙貼付書)は建設業法によって指定されていません。任意の用紙に貼付して提出して下さい。
- ・手数料を算出する際は、「011プレストレストコンクリート工事」、「051法面処理工事」、「111鋼橋上部工事」は審査対象業種に含みません。

(単位:円)

審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料	審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

申請者 **中国建政工業（株）**

審査対象 **2** (1. 基準決算) (2. 2期平均)

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 2 2 0 0 8 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 1 2 0 1 2 (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度
営業利益 8 8 7 1 (千円)	営業利益 1 9 8 6 (千円)
減価償却実施額 1 1 8 7 (千円)	減価償却実施額 1 9 8 1 (千円)

基準決算 2 1 5 8 6 (千円)

直前の審査基準日 2 2 4 3 1 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 9 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称 **〇〇〇〇経営状況分析機関**

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先 営業第1課 氏名 中国 次郎 電話番号 082-221-9231

所属等 082-511-6189

ファックス番号

1. 基準決算を選択する場合：審査基準日の純資産合計（貸借対照表（様式15号））を記入する

2. 2期平均を選択する場合：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

自己資本額の審査対象について「2期平均」を選択した場合のみ記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値（千円未満切り捨て）を【項番18】へ記入する

【この例の場合（8,871+1,187+11,986+1,981）÷2=12,012.5となり、（12,012）を記入】
※2期平均以外は選べません！

営業利益は損益計算書（様式第16号）の科目「営業利益」から記入する
減価償却実施額は法人税申告書別表16（1）、（2）等から記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

「別紙2 技術職員名簿」に記載された技術職員の総数を記入する

（技術職員名簿の人数と一致）

経営状況分析（Y）に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入する

金額を記入する場合の注意事項

- 千円単位（千円未満の端数は切り捨て）で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする
- マイナスは「-」を記入し、「Δ」等とはしない
- 会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる（但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入する）

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する



各カラムに金額・数値等を記入した根拠については、確認書類の提出を求めています。
確認書類一覧 P 31～33 をご参照下さい。

■項番17 自己資本額
申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。

■項番18 利益額
一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析（Y）において、「参考値」という項目で、営業利益及び減価償却実施額の数値【2ヶ年分】を記載しておりますので参考にして下さい。
なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

2 別紙一 工事種別完成工事高／元請完成工事高 建設業法施行規則 別記様式 第25号の14 別紙1(2002帳票) 【記入例】

別紙一 (用紙A4) 20002

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

申請者 中国建政工業(株)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自 3 0 年 0 4 月 至 0 2 年 0 3 月

審査対象事業年度 31年04月～02年03月
前審査対象事業年度 30年04月～31年03月

審査対象事業年度 02年04月 至 03年03月 2 (1.2年平均) 2.3年平均

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入する

「【項番16】経審を受審する業種」と一致 (審査対象業種を全て記入する) 下表「業種コード表」参照

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表それぞれの合計を2で割った値を各カラムに記入する (千円未満の端数切り捨て)

工事経歴書に記載の金額と一致する。業種間積み上げをしている場合は、付表の金額と一致する

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合は記入する

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 1 0	211,800 223,124	211,800 223,124	198,005	198,005
3 2 0 1 1	0 0	0 0	0	0
3 2 0 5 0	13,053 13,122	3,736 3,939	8353	1355
3 2 0 5 1	5,200 2,200	3,600 1,600	2600	0
3 3				
3 4				
合計				

右の3業種を受審する場合は当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入する (工事実績が無い場合は「0」を記入する)

申請業種 (業種コード)	内訳業種 (業種コード)
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

【項番33】その他・【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合は、この様式の最終ページに記入する。

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する (2枚目以降も記入すること)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

■工事の定義は建設業法により行います (建設業法第2条)

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他のいかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業をいいます。**例えば、除草(剪定)業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。計上された場合、売上げを完成工事高から除き、兼業売上高への修正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意下さい。

建設業法による建設工事の業種区分は P24、25 を参照して下さい。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

別紙一

(用紙A4)
20002

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

申請者 **中国建政工業（株）**

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度 計算基準の区分																				
項番 31	自 年 月 至 年 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										自 年 月 至 年 月 (1. 2年平均) 2. 3年平均																			
業種コード 32110	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)														
工事の種類 鋼構造 工事	0					0					0					0														
業種コード 32111	0					0					0					0														
工事の種類 鋼橋上部 工事	0					0					0					0														
業種コード 32170	11,600					8,650					0					0														
工事の種類 塗装 工事	9,500					9,500					0					0														
業種コード 32200	5,000					5,000					1,016					4,243														
工事の種類 機械器具設置 工事	3,200					3,200					0					0														
業種コード 33	11,518										0																			
工事の種類 その他 工事	11,217					0					6,965					911														
業種コード 34	256717										234474										223484									
工事の種類 合計	11,819					0					0					0														

2枚目以降は記入しない

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入する
完成工事高がない場合は必ず「0」を記入する
(兼業売上高は計上できません)
(P22参照)

内訳の工事である「プレストレストコンクリート工事」「法面処理工事」「鋼橋上部工事」の完成工事高については重複するため合計には含めません

1枚に書ききれず、2枚以上にわたる場合「その他」及び「合計」は、この様式の最終ページに記入する

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 12 無)



■金額は確認書類「直前3年の各事業年度における施工金額」の数値と一致する。

各カラムの記入数値の根拠は、確認書類の「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額」に計上した値です。
合計欄の数値は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致するように調整して下さい。

[1]完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という)である場合
許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを「業種間積み上げ」と呼んでいます。
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。
業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。

一式工事業における一般的な事例 ※工事内容によっては、積み上げできない場合があります

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体 など
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体 など

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

専門工事業における一般的な事例

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

(用紙A4)

工事種類別完成工事高付表		申請者 中国建政工業(株)	
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)		左に含める完成工事高	
(審査対象事業年度)			
平成31年4月～令和2年3月			
土木一式工事	198,005千円	土木一式工事	188,005千円
うち元請	198,005千円	うち元請	188,005千円
		とび・土工・コンクリート工事	10,000千円
		うち元請	10,000千円
(前審査対象事業年度)			
平成30年4月～平成31年3月			
土木一式工事	211,800千円	土木一式工事	115,000千円
うち元請	211,800千円	うち元請	115,000千円
		とび・土工・コンクリート工事	96,800千円
		うち元請	96,800千円
(前々審査対象事業年度)			
平成29年4月～平成30年3月			
土木一式工事	223,124千円	土木一式工事	198,005千円
うち元請	223,124千円	うち元請	198,005千円
		とび・土工・コンクリート工事	25,119千円
		うち元請	25,119千円

Point

■「業種間積み上げ」を行った業種(振替元)については、経営事項審査を受けることができません。

振替元の業種に係る公共工事にも「元請」としては、参加することはできませんのでご注意ください。
また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認して下さい。

III. 申請書等の作成方法について

3 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

建設業法施行規則
別記様式第25号の14 別紙3(20004帳票)

【記載要領】
(項番41~56)

別紙三

(用紙A4)
20004

その他の審査項目(社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況			
雇用保険加入の有無	4 1	0	(1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険加入の有無	4 2	0	(1.有、2.無、3.適用除外)
厚生年金保険加入の有無	4 3	0	(1.有、2.無、3.適用除外)
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	0	(1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	0	(1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	0	(1.有、2.無)
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7	0	(1.該当、2.非該当)
		技術職員数(A)	若年技術職員数(B)
		(人)	(人)
		若年技術職員の割合(B/A)	
		(人)	
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8	0	(1.該当、2.非該当)
		新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
		(人)	(人)
CPD単位取得数	4 9	0	(単位)
		技術者数	(人)
技能レベル向上者数	5 0	0	(人)
		技能者数	(人)
		控除対象者数	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1	0	(1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当)
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2	0	(1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当)
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3	0	(1.ユースエール認定、2.非該当)
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4	0	(1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当)
建設業の営業継続の状況			
営業年数	5 5	0	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6	0	(1.有、2.無)
		初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間
		昭和 年 月 日	年 月 日
		備考(組織変更等)	
		再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
		再生手続又は更生手続終了決定日	
		昭和 年 月 日	

※審査基準日が令和5年8月13日以前の申請においては空欄

※注意事項※

項番 4 2 健康保険の加入の有無

- ・国民健康保険組合に加入している場合は「3」を記入する

項番 4 5 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

- ・退職一時金制度若しくは企業年金制度のどちらか一方でも導入している場合「1」を記入する

項番 4 7 若年技術職員の継続的な育成及び確保

- ・(B/A)が15%以上の場合「1」、未満の場合「2」を記入する(小数点第2位以下の端数を切り捨て)
- ・若年技術職員数(B)は審査基準日時点で35歳未満の技術職員数を記入する

項番 4 8 新規若年技術職員の継続的な育成及び確保

- ・(C/A)が1%以上の場合「1」、未満の場合「2」を記入する(小数点第2位以下の端数を切り捨て)
- ・新規若年技術職員数(C)は審査対象年内に新規に技術職員となった者のうち、審査基準日で35歳未満の技術職員数を記入する

項番 4 9 CPD単位取得数

- ・技術職員名簿に記載されたCPD単位取得数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載したCPD単位の合計を記入する
- ・技術者数は技術職員名簿と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記入する

項番 5 0 技能レベル向上者数

- ・様式第5号「技能者名簿」で、「レベル向上」に○印が記載されている者の数を記入する
- ・技能者数は様式第5号「技能者名簿」に記載された人数を記入する
- ・控除対象者数は様式第5号「技能者名簿」で「控除対象」欄に○印が記載されている者の数を記入する

項番 5 4 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

- ・審査基準日が令和5年8月13日以前の申請においては空欄

項番 5 5 営業年数

- ・初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間除く)を記入する(年未満の端数は切り捨て)
- ・H23.4.1以降の申立に係る再生又は更生手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間除く)
- ・休業等期間には、休業期間、廃業期間、許可切れ期間を記入する
- ・備考(組織変更等)には組織変更、営業譲渡、合併等の内容を記入する(例 令和〇年〇月〇日 吸収合併)

項番 5 6 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

- ・該当する場合は「1」を記入し、決定や許可を受けた年月日を記入する。該当しない場合は「2」を記入し、年月日は空欄とする

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

3 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

建設業法施行規則
別記様式第25号の14 別紙3(2004帳票)

【記載要領】
(項番57~67)

防災活動への貢献の状況					
防災協定の締結の有無	5 7 8 [1.有、2.無]				
法令遵守の状況					
営業停止処分の有無	5 8 9 [1.有、2.無]				
指示処分の有無	5 9 3 [1.有、2.無]				
建設業の経理の状況					
監査の受審状況	6 0 1 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]				
公認会計士等の数	6 1 2 3 4 (人)				
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 3 4 5 (人)				
研究開発の状況					
研究開発費(2期平均)	6 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>審査対象事業年度</td><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td></tr><tr><td>□□□□□□□□□□</td><td>□□□□□□□□□□</td></tr></table> (千円)	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度				
□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□				
建設機械の保有状況					
建設機械の所有及びリース台数	6 4 5 6 (台)				
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況					
エコアクション21の認証の有無	6 5 6 [1.有、2.無]				
ISO9001の登録の有無	6 6 7 [1.有、2.無]				
ISO14001の登録の有無	6 7 8 [1.有、2.無]				

※注意事項※

項番58 営業停止処分の有無 項番59 指示処分の有無

- ・建設業法第28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入する
- ・「行政処分(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない

項番60 監査の受審状況

- ・「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合について加点)
- ・「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
- ・「3」…【項番61】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出している場合に加点

項番61 公認会計士等の数

- ・公認会計士、税理士で、国交大臣が指定する研修を受けた者
- ・一級登録経理試験に合格した者で、合格した日の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者※)
- ・一級登録経理講習を受講した者で、受講した日の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者(※)
- ・※登録経理試験、講習については、令和5年3月31日までの経過措置あり(常勤の職員に限る)

項番62 二級登録経理試験合格者等の数

- ・二級登録経理試験に合格した者で、合格した日の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者(※)
- ・二級登録経理講習を受講した者で、受講した日の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者(※)
- ・※登録経理試験、講習については、令和5年3月31日までの経過措置あり(常勤の職員に限る)

項番63 研究開発費

- ・【項番60】で「1. 会計監査人設置会社」を選んだ会社以外は「0」と記入する

項番64 建設機械の所有及びリース台数

- ・審査基準日において、自ら所有またはリース契約(審査基準日から将来にわたって1年7ヵ月以上の使用期限のあるもの)により使用している建設機械の台数を記入する(対象となる建設機械は、p37に示す)
- ・リース期間が1年7ヶ月満たない場合で、更新等により1年7月以上の使用期間を誓約する場合は、「建設機械リース申立書」のを添付が必要。

項番65 エコアクション21の認証の有無

項番66 ISO9001の登録の有無 項番67 ISO14001の登録の有無

- ・審査基準日において、認証、登録があり以下の条件を満たす場合「1」を記入する

- ・活動内容に建設業が含まれていること
- ・建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること

4 別紙二 技術職員名簿 (新規掲載者～監理技術者資格証交付番号) 建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2(2005帳票) 【記入例】

別紙二
例) 審査基準日を令和3年3月31日とした場合の技術職員の考え方

審査基準日(令和3年3月31日)時点の満年齢を記載
※年齢は誕生日の前日に加算する「年齢計算に関する法律」

右詰めで記入する(空位のカラムは「0」で埋めること)

1つの資格から2業種を選択する場合でも、有資格区分コードは両方記入する

(用紙A4) 20005

技術職員名簿

申請者 中国建政工業(株)

技術職員として申請する業種を記入する(必須)
(【項番16】で選択していない業種は記載不可)

技術職員名簿が002頁以降も「通番」1～30は加工禁止

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	項番		業種コード		有資格区分コード		講習受講		監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
					8	1	3	5	10	11	12	13		
1		中国 太郎	S61.6.6	34	8	2	0111	13	1051	1131			12345678	
2		広島 二郎	S50.7.10	45	8	2	1111	13	2171	1132				
3		鳥取 三郎	S48.2.22	47	8	2	0111	13	1021	1371			67891234	30
4		島根 四郎	S57.1.21	39	8	2	0114	11	1171	1882			98765432	
5		岡山 五郎	S55.12.1	40	8	2	0100	12	1729	02				
6		山口 六子	S39.8.8	54	8	2	0100	10						
7		岡広 七子	S26.10.10	69	8	2	0100	02						
8		山広 八郎	S52.10.29	43	8	2	0121	14						
9	○	鳥島		30	8	2	2000	01						

初めて技術職員に記載する者には○を付す ※年齢は誕生日の前日に加算すること

2 審査基準日以前1年間に、各技術者が認定されたCPD単位を各認定機関ごとの定数で除し、30を乗じた数を記載。
(各認定機関ごとの定数はp16を参照)
CPD単位取得数÷各認定団体機関ごとの定数×30(小数点以下切り捨て)
・算出結果が30単位を超える場合は、30単位とする
(例1) 審査基準日前1年間で、(一財)建設業振興基金で11単位認定を受けている場合
11単位÷12(別表第18)×30=27.499→27単位
小数点以下切り捨て
(例2) 審査基準日前1年間で、(一財)建設業振興基金で13単位認定を受けている場合
13単位÷12(別表第18)×30=32.499→30単位
計算結果が30を超過する場合は、30とする

① 講習受講に「1」が入っている技術職員のうち、確認資料で「1」の要件を満たしていることが確認できない場合は、講習受講「2」になります。

① 監理技術者資格者証の初回交付日が審査基準日より前の日付であること
② 監理技術者資格者証の有効期限が審査基準日より後の日付であること
③ 監理技術者資格者証の有する資格に技術職員名簿に記載した1級国家資格が記載されていること
④ 監理技術者資格者証の建設業の種類の有無に「1」と記載されていること
⑤ 監理技術者講習修了日が審査基準日より前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること

また、③の有する資格に記載された資格については、合格証等の添付は省略可能とします。

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	01	ガラス工事業	16
建築工事業	02	塗装工事業	17
大工工事業	03	防水工事業	18
左官工事業	04	内装仕上工事業	19
とび・土工事業	05	機械器具設置工事業	20
石工事業	06	熱絶縁工事業	21
屋根工事業	07	電気通信工事業	22
電気工事業	08	造園工事業	23
管工事業	09	さく井工事業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25
鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26
鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27
舗装工事業	13	清掃施設工事業	28
しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29
板金工事業	15		

★1人の技術職員につき申請できる建設業の種類は2業種までです
(2業種の考え方)
1. 単一の資格から2業種選択
例) 土木施工管理技士 → 土木(01)・舗装(13)
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する
2. それぞれ異なる資格から各1業種ずつ選択でも可能
例) 土木施工管理技士 → 土木(01)
建築施工管理技士 → 建築(02)

★1つの業種について、2つの資格で申請することはできません。
例) 管(09)→2級管工事(230)・配管工(1級)(176)

有資格区分コードはP28～30参照
有資格区分コード「001」「002」及び「009」には「実務経験証明書(経審用)」を別途作成する。(P16参照)

<技術職員名簿作成時のお願い>
名簿への記載順番は、前年度と同じ順で記載し、新規記載者を追加して下さい。

■技術者評価について……

- ・技術職員は審査基準日時点の状況について申請して下さい。
- ・1人の技術職員として申請できる業種は2業種までです。
- ※この重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれる。
- ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点の評価となります。

なお、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。

CPD認定団体一覧

国土交通省告示第246号 別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

[1] 実務経験証明書(経審用)【記入例】

(用紙 A4)

(中国地方整備局 指定様式)

実務経験証明書 (経審用)

商号又は名称 中国建政工業 (株)

氏名	年齢	最終学歴	資格等名称	実務経歴	経験年月数
		①卒業校/専攻学科 ②卒業年月	実務経験年数が必要となる国家資格者の方のみ記載	(経験業種) (工事名称)	年・月
島根 四郎	39	① ○○専門学校 機械システム科 ② H5.3		(経験業種) 機械器具設置工事業 (工事名称) ○○工場昇降装置設置工事	15・0
岡山 五郎	40	① ○○高等専門学校 土木工学科 ② H7.3		(経験業種) 土木工事業 (工事名称) ○○道路改良工事	8・0
岡山 五郎	40	① ○○高等専門学校 土木工学科 ② H7.3	金属塗装工(2級)	(経験業種) 塗装工事業 (工事名称) ○○橋塗装工事	15・0

【記載要領】

- ・技術職員名簿順に作成をお願いします。
- ・「技術職員名簿」の「有資格区分コード」欄に「001」、「002」又は「099」と記入されている者、及び実務経験を含む有資格者について、「技術職員名簿」に記載されている順に作成する。
- ・「実務経験」欄の上段(経験業種)部分には、「技術職員名簿」の「実務経験担当業種コード」に記入した建設業の種類を記載(土木工事業など)し、当該業種の実績として、実際に経験した工事名称を下欄(工事名称)部分に1件記載する。
- ・「経験年月数」欄は、「実務経験」欄の上段に記載した経験業種にかかる経験年月数を記載する。
- ・「資格等名称」の欄は、実務経験を必要とする有資格者について、当該資格名称を記載する。
(例:金属塗装工2級、第2種電気工事士、給水装置工事主任技術者 等)

※必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書(建設業法施行規則 別記様式第9号)等を追加で求める場合があります。

(1)有資格区分コード:001 建設業法第7条第2号イ該当
学校教育法による指定学科を修めて高校卒業後5年以上 又は
学校教育法による指定学科を修めて高等専門学校・短大・大学を卒業後3年以上(大学は短期大学を含む)
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者

※専門学校(専修学校専門課程)卒業者については、以下のとおり取り扱う。
高度専門士:大学卒業相当
専門士:短大卒業相当
それ以外の専門学校修了者:高校卒業相当

(2)有資格区分コード:002 建設業法第7条第2号ロ該当
学歴に関係なく10年以上
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者

令和3年3月31日 (審査基準日) 現在



■実務の経験とは……

29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する**技術上の経験**をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした**見習中の技術的経験も含まれます**。また、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、**工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません**。

5. 添付書類 工事経歴書の作成について

建設業法施行規則 別記様式第2号

工事経歴書

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として、『工事経歴書』を提出することとされています。

工事経歴書の提出が必要となる時

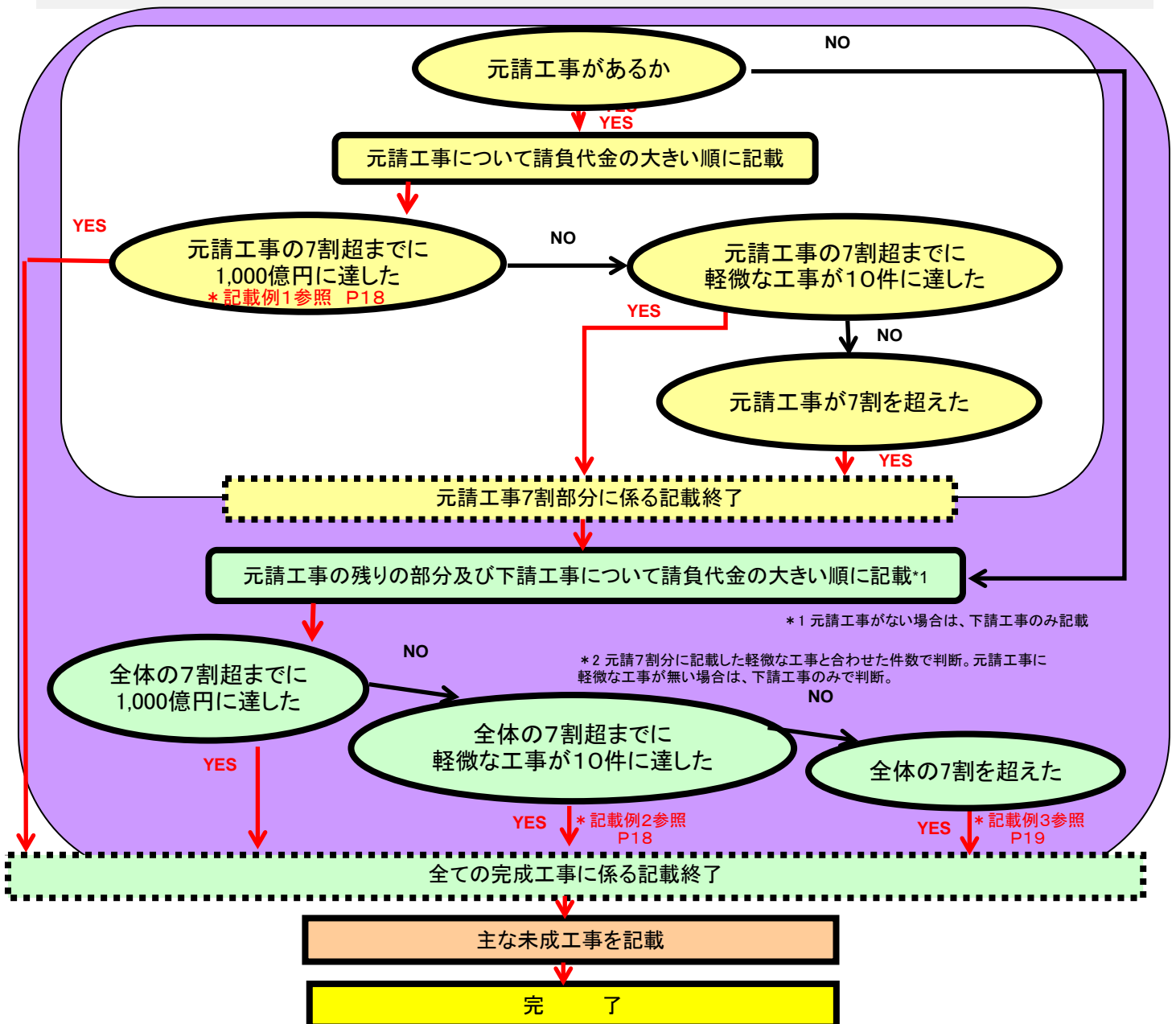
- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

※毎営業年度終了後に提出する『工事経歴書』（変更届出書）を作成・提出していれば、経営事項審査申請の際の『工事経歴書』の提出は省略することができます。

第5 工事経歴書を作成する際の注意事項

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
- ③さらに②に続けて主な未成工事について記載する



Ⅲ. 申請書等の作成方法について

* 記載例1 工事経歴書記載例（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係） **工事経歴書** (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金のうち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな(株)	元請	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	√	9,000千円	令和1年12月	令和2年4月
B	北海道開発	〃	車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	4,500千円	令和2年4月	令和2年7月
C	東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200千円	令和2年8月	令和2年12月
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	2,500千円	令和2年1月	令和3年3月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	2,000千円	平成31年1月	令和2年4月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	1,900千円	令和2年10月	令和2年12月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	1,800千円	令和2年9月	令和3年12月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,700千円	令和2年10月	令和3年3月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,600千円	令和2年10月	令和2年12月
J	九州工業	〃	産業会館玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,500千円	令和2年2月	令和2年3月
K	沖縄機械	〃	図書館新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,000千円	平成31年4月	令和2年5月
L	総合建設	下請	B~Kの件数 ≤ 10件		岡崎三男	√	千円	平成30年5月	平成2年5月
M	中国建築	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	7,000千円	千円	千円

① 元請工事の7割部分に係る
② 下請工事に係る

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

小計	15	45,700	千円	千円	うち 元請工事	30,700	千円	千円
合計	52	65,000	千円	千円	うち 元請工事	50,000	千円	千円

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)
全ての完成工事高の合計額
元請工事に係る完成工事高の合計額

* 記載例2 工事経歴書記載例（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係） **工事経歴書** (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金のうち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな(株)	元請	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	√	10,000千円	令和1年12月	令和2年4月
B	北海道開発	〃	社屋車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	4,500千円	令和2年4月	令和2年7月
C	東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200千円	令和2年8月	令和2年12月
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	8,000千円	令和2年1月	令和3年3月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	5,500千円	平成31年1月	令和2年4月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	2,500千円	令和2年10月	令和2年12月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	2,000千円	令和1年9月	令和2年12月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,900千円	令和2年10月	令和3年3月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,800千円	令和2年10月	令和3年12月
J	九州工業	元請	産業会館玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,700千円	令和3年2月	令和3年3月
K	沖縄機械	下請	B 邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,600千円	平成31年4月	令和2年5月
L	中国産業	〃	県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	√	1,500千円	千円	千円
M	総合建設	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	1,000千円	千円	千円

① 元請工事の7割部分
② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えて記載
2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

小計	13	45,200	千円	千円	うち 元請工事	19,400	千円	千円
合計	52	70,000	千円	千円	うち 元請工事	25,000	千円	千円

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)
全ての完成工事高の合計額
元請工事に係る完成工事高の合計額

*** 記載例3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係) **工事経歴書** (用紙A4)

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にV印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月	
A おおきな(株)	元請	JV	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	√	100,000 千円		令和 1 年 12 月 令和 2 年 4 月		
B 北海道開発	〃	JV	仙台駅車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	60,000 千円		令和 2 年 4 月 令和 2 年 7 月		
C 東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200 千円		令和 2 年 8 月 令和 2 年 12 月		
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削	〃	津島一平	√	8,000 千円		令和 2 年 1 月 令和 3 年 3 月		
E 北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	7,500 千円		平成 31 年 1 月 令和 2 年 4 月		
F 中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	6,300 千円		令和 2 年 10 月 令和 2 年 12 月		
G 近畿組	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	5,100 千円		令和 2 年 9 月 令和 2 年 12 月		
H 中国建築	〃		一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	2,000 千円		令和 2 年 10 月 令和 3 年 3 月		
I 四国道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,800 千円		令和 2 年 10 月 令和 2 年 12 月		
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了											
A~Cの合計額 ≥ Yの7割								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月	
A~Iの合計額 ≥ Xの7割								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月	
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月	
ページごとの完成工事高の合計額(A~I)								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月	
小計								9 件	193,900 千円	163,200 千円	うち 元請工事 千円
合計								52	270,000 千円	233,000 千円	うち 元請工事 千円

「軽微な工事」

- 記載要領**
- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事については、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
 - 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
 - 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
 - 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
 - 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
 - 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
 - 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。



■ 工事経歴書を作成する際の注意事項・・・

- 「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい。
(契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更しないでください。
※工事名称に個人名が含まれている場合は除く。)

- 工事進行基準を適用する工事で完成工事高を括弧書きする場合の記載例

完成工事高
(65,000)
88,000 千円

- ← 工事進行基準による当期計上額
- ← 全体の契約額

[1] 工事進行基準等適用工事一覧表(経審用)【記入例】(工事進行基準等を採用している工事がある場合に作成)

(用紙 A4)

(中国地方整備局 指定様式)

工事進行基準等適用工事一覧表(経審用)

商号又は名称 中国建政工業(株) 審査基準日 令和3年3月31日

建設工事の種類	工事名	請負代金の額	前期以前 計上済み額	当期(審査対象事 業年度)計上額	翌期以降 計上予定額	工期	
						着工	完成(予定)
土木一式 工事	〇〇道路改良工事	1,000,000 千円	200,000 千円	400,000 千円	400,000 千円	31年 1月	R2年 10月
土木一式 工事	〇〇道路新設工事	1,500,000 千円	0 千円	500,000 千円	1,000,000 千円	30年 4月	R2年 9月
建築一式 工事	〇〇マンション新築工事	2,000,000 千円	1,500,000 千円	500,000 千円	0 千円	31年 4月	R2年 12月
建築一式 工事	〇〇小学校新築工事	2,550,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	1,550,000 千円	31年 4月	R3年 3月

【記載要領】
 ・本様式は、「工事経歴書(様式第二号)」において、工事進行基準又は収益認識に関する会計基準が適用される工事として、その完成工事高を括弧書きで付記した工事(P17 ポイント参照)がある場合、それらの工事について作成して下さい
 ・「建設工事の種類」、「工事名」、「工期」は、「工事経歴書(様式第二号)」と同じ内容を記入して下さい
 ・「建設工事の種類」毎に作成する必要はありません
 ・「請負代金の額」は契約額を記入し、その額を、「前期以前計上済み額」、「当期(審査対象事業年度)計上額」、「翌期以降計上予定額」に分けて記入して下さい

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて

行政(審査)庁側の誤り等により、結果通知書(経営事項審査)の内容が、申請内容と異なる場合

結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない)。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“**申請者の責任に帰する案件**”については、**再審査の対象になりません**。

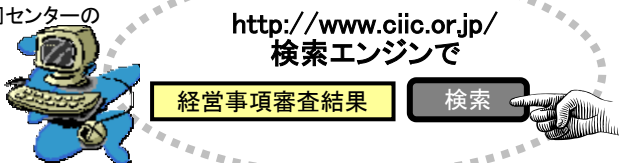
国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る)が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば行政(審査)庁に**再審査の申し立て**ができます。審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等を十分に確認してから提出して下さい。
 結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

2. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。公表及び閲覧は、**財団法人建設業情報管理センター**に委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能(**結果通知書発行日から約30日後**)です。



3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

<過去の事例では...>
完成工事高水増し等の虚偽申請
→30日間の営業停止処分

4. 特殊な経営事項審査について

特殊な事例(合併、譲渡、分割、経営再建等)で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前に裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。**申請方法、提出書類等を含め、“通常”の手続とは異なります。**

また、企業集団(グループ経営、連結経営)及び持株会社の子会社に係る経営事項審査(持株会社化経営)については、事前に管轄地方整備局長の認定が必要です。

中国地方管内は、[建政部 計画・建設産業課 建設業係\[082-221-9231\(代\)\]](mailto:keisaku@choei.go.jp)までお問い合わせ下さい。

5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

【1】申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査事務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【2】結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する公共工事の発注者に対する経営事項審査結果の通知
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供する者を含みます。)
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧
(公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。)
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
 - 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - 3) 他の行政機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - 6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

6. 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という)が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

7. 経営事項審査についてよくいただくご質問

Q1 建設工事の業種区分(29業種)の考え方を教えてください。

A1 建設業法では建設業を29業種にわけており、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しています。詳しくは、P24, 25の建設業法による建設工事の業種区分一覧表を参照して下さい。

■間違えやすいのでご注意下さい。

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。

したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その「専門工事」の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附帯的に発生する他の専門工事(「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装工事等)が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので一式工事とは認められません。

Q2 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」(土木一式又は建築一式)として申請してよろしいでしょうか？

A2 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(又は建築物)を建設する工事」に当たる場合においては、告示等(法第2条(定義)関係)上、一式工事と判定することになりますが、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明らかです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。

但し、可能性としては低いものの、下請工事であっても、告示の条件を満たし、一式工事として判定し得るものが存在する可能性自体は否定できません。下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、当局(裏表紙参照)までお問い合わせ下さい。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。

Q3 「定期点検業務委託」「保守」等の件名の工事がありますが、これらは、経営事項審査の完成工事高に計上できますか？

A3 工事の定義は建設業法により行います。(建設業法第2条)
この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
例えば、除草(剪定)、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からははずれるため、原則、完成工事高に計上できません。
但し、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。
「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

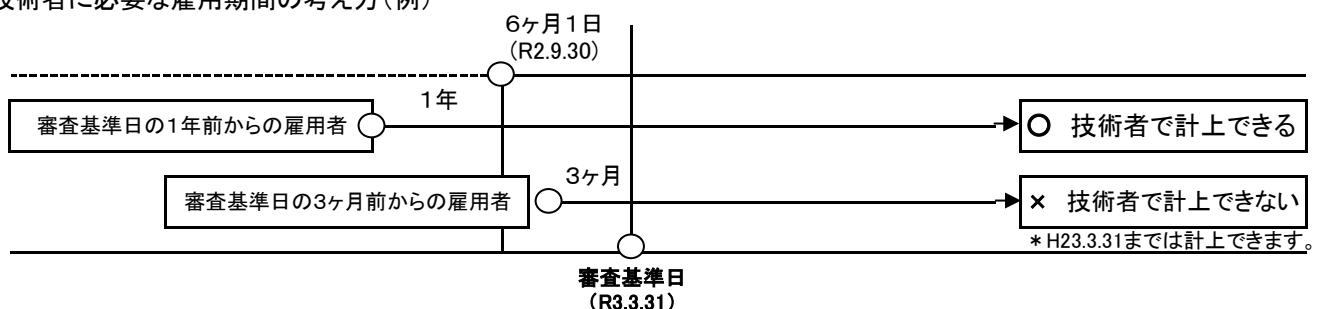
Q4 「その他工事」には何を計上するのですか？

A4 許可を有していない業種における軽微な建設工事の完成工事高の合計及び許可は有しているが経営規模等評価等対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種の完成工事高の合計を計上することになります。
ただし、あくまで計上できるのは「建設工事の完成工事高」であり、建設工事ではない役務の売上や物品販売等の兼業売上を計上してはいけません。
また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。

Q5 3月31日が審査基準日の会社は、10月1日に入社した技術者は技術職員に計上できないのでしょうか？

A5 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係が必要です。
3月31日の6ヶ月前は10月1日となり、その日から1日遡った9月30日からの雇用が必要となるため、計上できません。

技術者に必要な雇用期間の考え方(例)



資料

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

(1 / 2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①『プレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事 (建築事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事 (大工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官事業)	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 *1 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 *1 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③『プレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲み取り方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

※1 「工作物の解体」及び「工作物解体工事」の削除は平成28年6月までに適用。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

(2 / 2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は『鉄筋加工組立て工事』と『鉄筋継手工事』からなり、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて『屋根ふき工事』とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	①『塗装工事』及び『プラスト工事』については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機設置工事、給排気機設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①『情報制御設備工事』にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、補修又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を築造する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしこ、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難はしこ』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしこであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃設備工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

各種コード表（その1）

20001帳票 [項番02]「申請時の許可番号」・[項番03]「前回の申請時の許可番号」

コード	許 可 行 政 庁	コード	許 可 行 政 庁	コード	許 可 行 政 庁	コード	許 可 行 政 庁
00	国 土 交 通 大 臣	12	千 葉 県 知 事	24	三 重 県 知 事	36	徳 島 県 知 事
01	北 海 道 知 事	13	東 京 都 知 事	25	滋 賀 県 知 事	37	香 川 県 知 事
02	青 森 県 知 事	14	神 奈 川 県 知 事	26	京 都 府 知 事	38	愛 媛 県 知 事
03	岩 手 県 知 事	15	新 潟 県 知 事	27	大 阪 府 知 事	39	高 知 県 知 事
04	宮 城 県 知 事	16	富 山 県 知 事	28	兵 庫 県 知 事	40	福 岡 県 知 事
05	秋 田 県 知 事	17	石 川 県 知 事	29	奈 良 県 知 事	41	佐 賀 県 知 事
06	山 形 県 知 事	18	福 井 県 知 事	30	和 歌 山 県 知 事	42	長 崎 県 知 事
07	福 島 県 知 事	19	山 梨 県 知 事	31	鳥 取 県 知 事	43	熊 本 県 知 事
08	茨 城 県 知 事	20	長 野 県 知 事	32	島 根 県 知 事	44	大 分 県 知 事
09	栃 木 県 知 事	21	岐 阜 県 知 事	33	岡 山 県 知 事	45	宮 崎 県 知 事
10	群 馬 県 知 事	22	静 岡 県 知 事	34	広 島 県 知 事	46	鹿 児 島 県 知 事
11	埼 玉 県 知 事	23	愛 知 県 知 事	35	山 口 県 知 事	47	沖 縄 県 知 事

20001帳票 [項番05]「申請等の区分」

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

20001帳票 [項番06]「処理の区分」の左欄

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

20001帳票 [項番06]「処理の区分」の右欄

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

各種コード表 (その2)

20001帳票 [項番15]「許可を受けている建設業」

一般建設業	1	特定建設業	2
-------	---	-------	---

20001帳票 [項番15]「許可を受けている建設業の略号」

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(ほ)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

20002帳票 [項番32]「業種コード」

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

20005帳票 [項番62]「業種コード」

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

技術職員 有資格区分コード表

＜経営規模等評価申請／技術職員名簿＞

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																													
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+3年又は5年の実務経験)	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																													
002	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																													
003	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点(指定建設業に限る)																													
004	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点(指定建設業を除く)																													
005	監理技術者補佐※1	監理技術者を補佐する資格を有する2業種以内に限り4点ずつ配点																													
コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																													
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法(技術検定)	111	1級建設機械施工管理技士	5			5							5																		
	212	2級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)	2			2							2																		
	113	1級土木施工管理技士	5			5	5				5	5	5		5											5			5*		
	214	2級土木施工管理技士	種別	土木	2	2					2	2	2													2			2*		
	215			鋼構造物塗装																2											
	216			薬液注入				2																							
	120	1級建築施工管理技士	5	5	5	5	5	5			5	5	5		5	5	5	5	5	5	5			5					5	5*	
	221	2級建築施工管理技士	種別	建築	2																									2*	
	222			躯体		2	2					2	2	2																	2*
	223			仕上げ		2	2		2	2			2				2	2	2	2	2	2	2		2			2			
	127	1級電気工事施工管理技士							5																						
	228	2級電気工事施工管理技士							2																						
	129	1級管工事施工管理技士									5																				
	230	2級管工事施工管理技士									2																				
	131	1級電気通信工事施工管理技士																											5		
232	2級電気通信工事施工管理技士																											2			
133	1級造園施工管理技士																											5			
234	2級造園施工管理技士																											2			
建築士法	137	1級建築士	5	5			5				5	5																5			
	238	2級建築士	2	2			2				2																	2			
	239	木造建築士		2																											
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	5			5			5					5	5											5			5**		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	5			5			5			5		5	5											5			5**		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	5			5																									
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)							5																		5				
	145	機械・総合技術監理(機械)																										5			
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)										5															5				
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)										5																5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										5																5	5		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	5			5										5															
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																										5			
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5			5																					5				
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)										5																			
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										5																	5		
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										5																5	5		
電気工事士法	155	第1種電気工事士									2																				
	256	第2種電気工事士																													
電気事業法	258	電気主任技術者(第1種～第3種)									1																				
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																										1			
水道法	265	給水装置工事主任技術者																													
消防法	168	甲種消防設備士																											2		
	169	乙種消防設備士																											2		

※1 建設工事の種類に応じた1級技士補であり、主任技術者要件・監理技術者要件を満たす者。

(備考)講習受講を「1」(受講済み)とする場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付する。

* 平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講が必要。

** 解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講が必要。

技術職員 有資格区分コード表

＜経営規模等評価申請／技術職員名簿＞

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
171	建築大工(1級)			2																										
271	建築大工(2級) 【3年】			1																										
164	型枠施工(1級)			2	2																									
264	型枠施工(2級) 【3年】			1	1																									
172	左官(1級)				2																									
272	左官(2級) 【3年】				1																									
157	とび・とび工(1級)					2																							2	
257	とび・とび工(2級) 【3年】					1																								1
173	コンクリート圧送施工(1級)					2																								
273	コンクリート圧送施工(2級) 【3年】					1																								
166	ウエルポイント施工(1級)					2																								
266	ウエルポイント施工(2級) 【3年】					1																								
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)									2																				
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級) 【3年】									1																				
175	給排水衛生設備配管(1級)									2																				
275	給排水衛生設備配管(2級) 【3年】									1																				
176	配管・配管工(1級)									2																				
276	配管・配管工(2級) 【3年】									1																				
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)						2		2						2															
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級) 【3年】						1		1						1															
177	タイル張り・タイル張り工(1級)										2																			
277	タイル張り・タイル張り工(2級) 【3年】										1																			
178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)										2																			
278	築炉・築炉工・れんが積み(2級) 【3年】										1																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)						2		2																					
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級) 【3年】						1		1																					
180	石工・石材施工・石積み(1級)						2																							
280	石工・石材施工・石積み(2級) 【3年】						1																							
181	鉄工・製罐(1級)											2																		
281	鉄工・製罐(2級) 【3年】											1																		
182	鉄筋組立て及び鉄筋施工(1級)(注3)												2																	
282	鉄筋組立て及び鉄筋施工(2級)(注3) 【3年】												1																	
183	工場板金(1級)															2														
283	工場板金(2級) 【3年】															1														
184	板金・建築板金・板金工(1級)(注4)							2							2															
284	板金・建築板金・板金工(2級)(注4) 【3年】							1							1															
185	板金・板金工・打出し板金(1級)															2														
285	板金・板金工・打出し板金(2級) 【3年】															1														
186	かわらぶき・スレート施工(1級)							2																						
286	かわらぶき・スレート施工(2級) 【3年】							1																						
187	ガラス施工(1級)																2													
287	ガラス施工(2級) 【3年】																1													
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																	2												
288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級) 【3年】																	1												
189	建築塗装・建築塗装工(1級)																		2											
289	建築塗装・建築塗装工(2級) 【3年】																		1											

職業能力開発促進法

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

(備考) 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表【国土交通大臣許可業者用】(1/3)

チェック	必須	確認書類 ※特に指定のない場合は全て写し(コピー)	備考
<input type="checkbox"/>	①	審査対象年度 ●消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2) ●消費税納税証明書(その1)	
<input type="checkbox"/>	②	審査対象年度 ●工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※業種毎に元請・下請の区別なく請負代金の大きい順に3件(3件に満たない場合は全て) ●工事進行基準適用工事がある場合は「工事進行基準適用工事一覧表(経審用)」(申請書に添付) ※前年度未受審の場合は、審査対象年度分全て(知事許可で前年受審している場合は、直前3年の各事業年度における工事施工金額を添付) ※審査対象年度の変更届(決算変更届)を提出済の場合は、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額は省略可	※契約書等の右上余白部分に、業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入 (例)土-1、土-2
<input type="checkbox"/>	③	審査対象年度 ●法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)他の写し ※別表十六(四)、(六)、(七)、(八)で減価償却実施額を計上している場合は、それらも提出 ●貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号) ※決算変更届で既に提出している場合は省略可	貸借対照表及び損益計算書については、建設業法施行規則で定められた様式以外は不可
<input type="checkbox"/>	④	技術職員に計上している方の6ヶ月を超える恒常的雇用関係の証明(様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」、様式第5号「技能者名簿」に記載の職員も含む。) 前年度の技術職員名簿掲載者 ●審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係の確認できる以下の①、②のいずれか ①申請時点直近の健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書 ※後期高齢者医療制度対象者については、厚生年金保険料に係る標準報酬決定を通知する書面 ②住民税特別徴収税額通知書 ※知事許可で前年度受審している場合は、①又は②に加え前年度の技術職員名簿の写しを添付 新規記載者 ●上述①又は②に加え、③、④のいずれか ③健康保険被保険者証(資格取得年月日が確認できれば、健康保険組合が発行した資格証明書も可) ※被保険者記号・番号部分にマスキング ④雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ※前年度未受審の場合も同様 <高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(6ヶ月超前からの雇用者)> ●継続雇用制度の対象者であることを会社の代表者が証する書面(常時10人以上の労働者を使用する企業は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則) <出向者> ●出向協定書又は出向契約書(出向内容等の詳細が記載されていない場合、それらが記載されている覚書等も併せて提出する) ※当該出向者の出向起算日から審査基準日までに6ヶ月を超える恒常的雇用関係がることが条件	「技術職員名簿」は前年度と同じ順で記載し、新規記載者を追加して下さい。 ※技術職員名簿記載が30人を超える場合は、①、②に技術職員名簿の記載頁数及び記載行数を記入(例)p3、11 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係が証明できるものが必要 ※記載しているもの以外で、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係が証明できるものがある場合はお問い合わせください
<input type="checkbox"/>	⑤	技術職員の資格等の証明 有資格区分の確認 ●合格証、監理技術者資格者証等 ※有効期限に関する記載があるもの(登録基幹技能者講習修了証等)は毎回添付 ※監理技術者資格者証で有資格区分が確認できる場合は、合格証等は省略 ●実務経験証明書:経審用(該当がある場合のみ) ※新規掲載者、前年度から業種及び有資格区分の追加・変更のある職員のみ添付 ※前年度から業種及び有資格区分の追加変更がない職員は省略 講習受講の確認 ●監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(講習受講を「1」受講済みとする場合) CPDの確認 ●認定団体発行のCPD単位取得数を証する書面等の写し(CPD単位取得に取得単位数を記載する場合) ※各技術者いずれか1団体分のみとし、複数団体は認めない	技術職員名簿の記載順に合格証等を添付 基幹技能者は「登録基幹技能者講習修了証」を提出 CPD単位数を証する書面等の写しは、審査基準日から前1年間について証明するもの

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表【国土交通大臣許可業者用】(2/3)

任意	項番	確認書類	備考
<input type="checkbox"/>	⑥ [項番41] 雇用保険加入	●労働保険 概算・確定保険料申告書(雇用保険に関する部分) ※労働保険組合が発行した納入告知書・計算書と領収書でも可 ●上記により申告した保険料の納入に係る領収済通知書	・申告書は審査基準日を含む期間内のもの ・領収済み通知書は審査基準日を含む期間内のうち直近のもの
<input type="checkbox"/>	⑦ [項番42] 健康保険の加入	●以下の資料(①～②)の”いずれか一つ” ①保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書 ※健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合は、「適用除外」となる	審査基準日を含む月のもの
<input type="checkbox"/>	⑧ [項番43] 厚生年金保険の加入	●以下の資料(①～②)の”いずれか一つ” ①保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む月のもの
<input type="checkbox"/>	⑨ [項番44] 建設業退職金共済制度	●建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑩ [項番45] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入	●以下の資料(①～⑨)の”いずれか一つ” 退職一時金 ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③就業規則(労働基準監督署長の印のあるもの) ④労働協約 企業年金 ⑤厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑥適格退職年金契約書 ⑦確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑧確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑨資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑪ [項番46] 法定外労働災害補償制度加入	●以下の資料(①～⑤)の”いずれか一つ” ①(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③全日本火災共済共同組合連合会への加入を証明する書面 ④(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ⑤労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件のすべてを満たすものが評価対象 ○業務災害と通勤災害のいずれもが対象となっていること ○直接雇用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること ○死亡及び労災保険の傷害等級第1級から第7級までに係るすべてが対象となっていること	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑫ [項番49・50] 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 CPD単位取得数 技術者数 技能レベル向上者数 技能者数 控除対象者数 (審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係が証明できるものが必要(前ページ④参照))	1. 技術者 ●様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」。 ●認定団体発行のCPD単位取得数を証する書面等の写し(各技術者いずれか1団体分のみ、複数団体は認めない) 2. 技能者 ●様式第5号「技能者名簿」 ●審査基準日に稼働している工事に係る施工体制台帳に添付されている作業員名簿 ●能力評価(レベル判定)結果通知書の写し	様式4号については、技術職員名簿記載者以外にCPD単位取得者がいない場合も集計欄記載のうえ添付すること。 (CPD単位取得者が0人の場合は不要) 技能者がいない場合でも、CPD単位取得者がいれば、様式5号、作業員名簿も併せて提出すること。 能力評価(レベル判定)結果通知書については、審査基準日時点のもの
<input type="checkbox"/>	⑬ [項番51] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	●基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された認定状況が確認できる書類 ※審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされた場合は、従前の認定通知書及び認定の取消又は辞退を証明する書類	
<input type="checkbox"/>	⑭ [項番52] 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
<input type="checkbox"/>	⑮ [項番53] 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
<input checked="" type="checkbox"/>	⑯ [項番54] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	●様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」	審査基準日が令和5年8月14日以降の申請で適用
<input type="checkbox"/>	⑰ [項番56] 民事再生法又は会社更生法の適用	●手続開始の決定日を証明する書面 ●手続終了の決定日を証明する書面(官報公告の写し等)	審査対象事業年度に受けた決定について提出

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表【国土交通大臣許可業者用】(3/3)

任意	項番	確認書類	備考
□	⑱ [項番57] 防災協定の締結	●以下の資料(①~②)の”いずれか一つ” ①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書 ②所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定を締結している場合は ・当該団体が締結している防災協定書 ・申請者が当該団体に加入していることを証する書面 ・防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書又は当該団体の発行する証明書等)	審査基準日時点で有効な協定に限る 防災協定を複数締結している場合は、その内の1つのみの添付
	⑲ [項番58・59] 法令遵守の状況	●営業停止命令書若しくは指示書	建設業法第28条に基づく処分
	⑳ [項番60] 監査の受審状況 1. 会計監査人の設置 2. 会計参与の設置 3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	●以下の資料(①~③)の”いずれか一つ” ①有価証券報告書若しくは監査証明書(無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの) ②会計参与報告書 ③建設業の経理実務の責任者(常勤職員)のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が「 <u>経理処理の適正を確認した旨の書類</u> 」に 自ら署名 を付したものの(原本)	
	㉑ [項番61・62] 公認会計士等の数	●合格証、修了証等資格を証明する書面(登録経理試験の合格者は1級、2級だけが評価対象) ●常勤性を確認できる以下の資料(①~②)のいずれか一つ ①健康保険/厚生年金保険 標準報酬決定通知書 ②住民税特別徴収税額の通知書	常勤性の証明も必要
	㉒ [項番63] 研究開発費の状況	●注記表(様式第17号の2) ※[項番52]で「1」を選択した場合のみ ※決算変更届で既に提出している場合は省略可	建設業法施行規則で定められた様式以外は不可
□	㉓ [項番64] 建設機械の保有状況	●建設機械の保有状況一覧表(申請書に添付) ●審査基準日時点の所有状況が確認できる次の①又は②のいずれか ①売買契約書(新規購入機械のみ添付) ②リース契約書(毎回添付) ※審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの。 (リース期間が1年7月に満たない建設機械について、評価を受けようとする場合は、「 <u>リースに関する申出書</u> 」が必要) ●それぞれ稼働の状況が確認できる次の資料 ・建設機械の場合…特定自主検査記録表 ・ダンプ車の場合…自動車検査証 ・移動式クレーンの場合…製造時検査証または性能検査証	対象機械は36ページを参照
□	㉔ [項番65] 国又は国際標準化機構が定めた規格 エコアクション21	●一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」	・活動内容に建設業が含まれていること ・建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること
□	㉕ [項番66・67] 国又は国際標準化機構が定めた規格 ISO 9001の登録 ISO 14001の登録	(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類 ●登録証 ●付属書(認証範囲を確認できる書面)	・活動内容に建設業が含まれていること ・建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります

※「確認書類」は原則返却しません。原本でなく、必ず写し(コピー等)を提出してください。

確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から40日経過後に、中国地方整備局において「溶解処理」いたします。

【 ㊦[項番64]建設機械の保有状況 対象建設機械 】

- 建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー別表(抜粋)

種 類	名 称	範 囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有するもの
3 トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

- 道路運送車両法第 60 条第 1 項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの
※自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加対象としない
- 労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 4 号に規定するつり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン
- 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車
- 労働安全衛生法施行令別表第 7 第 4 号に掲げるローラー(自走可能な機械)
該当:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー等
非該当:コンパクタ、ランマー等
- 労働安全衛生法施行令別表第 7 第 6 号に掲げるブレーカおよび同法施行規則第 151 条の 175 に定める鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機等
※ ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点はできない

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工技士	◎				◎								◎																	
	2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)	○				○								○																	
	1級土木施工管理技士	◎				◎	◎						◎	◎	◎			◎										◎			◎
	2級土木施工管理技士	種別 土木	○				○	○						○	○	○													○		◎
		鋼構造物塗装																	○												◎
		薬液注入					○																								◎
	1級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎						◎				◎
	2級建築施工管理技士	種別 建築		○																											◎
		躯体			○	○							○	○	○																◎
		仕上げ			○	○	○	○					○					○	○	○	○	○						○			◎
	1級電気工事施工管理技士								◎																						
	2級電気工事施工管理技士								○																						
	1級管工事施工管理技士									◎																					
	2級管工事施工管理技士									○																					
1級電気通信施工管理技士																							◎								
2級電気通信施工管理技士																							○								
1級造園施工管理技士																								◎							
2級造園施工管理技士																								○							
建築士法 (建築士試験)	1級建築士		◎	◎			◎				◎	◎									◎										
	2級建築士		○	○			○				○										○										
	木造建築士			○																											
技術士法 (技術士試験)	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く)・総合技術監理「建設」(鋼構造及びコンクリートを除く)	◎				◎			◎					◎	◎									◎						◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」	◎				◎			◎					◎	◎									◎						◎	
	農業「農業土木」・総合技術監理「農業-農業土木」	◎				◎																									
	電気電子・総合技術監理「電気電子」								◎														◎								
	機械(「流体工学」「熱工学」を除く)・総合技術監理「機械」(流体工学, 熱工学を除く)																					◎									
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械-流体工学」又は「機械-熱工学」										◎											◎									
	上下水道(「上水道及び工業用水道」を除く)・総合技術監理「上下水道」(上水道及び工業用水道を除く)									◎																		◎			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道-上水道及び工業用水道」									◎															◎		◎				
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」	◎				◎											◎														
	森林「林業」・総合技術監理「森林-林業」																								◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」	◎				◎																			◎						
	衛生工学(「水質管理」「廃棄物管理」を除く)・総合技術監理「衛生工学」(水質管理, 廃棄物管理を除く)										◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」										◎																	◎			
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物管理」										◎																	◎	◎		
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士								○																						
	第2種電気工事士 【3年】								○																						
電気事業法 (電気主任技術者国家試験等)	電気主任技術者(1種～3種) 【5年】								○																						
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者 【5年】																						○								

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者 【1年】									○																				
消防法（消防設備士試験）	甲種消防設備士																											○		
	乙種																											○		
職業能力開発促進法（技能検定）	建築大工			○																										
	型枠施工			○	○																									
	左官				○																									
	とび・とび工					○																							○	
	コンクリート圧送施工					○																							※3	
	ウェルポイント施工					○																								
	冷凍空調機器施工・空調設備配管									○																				
	給排水衛生設備配管									○																				
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																				
	建築板金「ダクト板金作業」						○		○							○														
	タイル張り・タイル張り工										○																			
	築炉・築炉工・れんが積み										○																			
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																			
	石工・石材施工・石積み						○																							
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製缶											○																		
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）											○																		
	工場板金																○													
	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）							○									○													
	板金・板金工・打出し板金																○													
	※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で	かわらぶき・スレート施工					○																							
		ガラス施工																○												
		塗装・木工塗装・木工塗装工																	○											
		建築塗装・建築塗装工																	○											
		金属塗装・金属塗装工																	○											
		噴霧塗装																	○											
		鋼橋塗装工																	○											
		路面標示施工																	○											
	畳製作・畳工																			○										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○										
	熱絶縁施工																					○								
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																						○			○				
	造園																							○						
	防水施工																		○											
	さく井																								○					



●お問い合わせ先●

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
建設業係：経営支援係

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 Tel.082-221-9231(代表)
ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/keishin/index.html>

以下のサイトにおいて、申請書類の作成が可能なソフトが無料で利用できます。
一般財団法人建設業情報管理センター <http://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>